

体験型事業創出事業補助金

近江八幡市の
資源を活かした

体験事業を始める事業者様を支援します



新たな消費傾向（コト消費）に対応した販売チャネル・地域経済基盤を確立し推進する事業者に対し呼び込み支援を行うことで、今まで近江八幡市に訪れたことのない方々を呼び込み、「滞在時間や消費支出の拡大」につながるよう市内事業者の進行・地域経済の活性化を図ることを目的としています。



“伝統的建造物” “伝統産業” “近江牛” “西の湖” “ヨシ”

などを“体験”と掛け合わせて創出する

||

近江八幡市だからできる体験

申請期間

令和8年4月1日（水）～ 令和8年7月31日（金）



この事業は、「ふるさと納税寄付金」を活用しています



HP QR コード

申請の5つの条件

- 1 市外からの来る人が楽しめて、市内で行う体験事業であること
- 2 概ね1時間以上の体験事業で、参加者に対し、講師やガイドからの講習・ガイダンスが概ね20分以上であること
- 3 年間を通じて、有償で20回以上事業を実施することができること
- 4 市外から来る人が近江八幡市の魅力を感じられる事業であること
- 5 単に、施設・設備の更新、イベントの実施、情報発信のみを目的としたものではないこと

※上記以外にも申請条件があります。詳しくは市HPをご覧ください。

補助金額

- 一般枠…上限100万円（補助率3分の2以内）
- 早朝・夜間枠…上限100万円（補助率4分の3以内）
- 新規創業枠…上限150万円（補助率3分の2以内）
- 併用枠…上限150万円（補助率4分の3以内）
- ブラッシュアップ枠…上限30万円（補助率3分の2以内）

- ★ 申請にあたり事前にご相談いただきますようお願いいたします。
- ★ 事業計画の概要等をご準備いただき、担当窓口にご連絡ください。
- ★ 予約なしで、窓口への来庁はお控えください。

< 担当窓口 >

近江八幡市産業経済部商工振興課 住所：近江八幡市桜宮町236

☎ :0748-36-5517 Mail : 011008@city.omihachiman.lg.jp

この事業は、「ふるさと納税寄付金」を活用しています

